

平成 2 7 年度  
第 1 1 回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成 2 8 年 2 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第11回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年2月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 4番 上砂 正義
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 穴吹 一雄

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について

報告第1 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

報告第2 農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の設置について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第11回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、上砂委員と藤原委員の2名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は2番片山委員、6番木村委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用に供するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

2番も、賃貸人が転用に供するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番のとおりです。

3番も、賃貸人が転用に供するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

4番も、賃貸人が転用に供するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番のとおりで、排水管を隣接農地に埋設することから同法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番にも関連しています。

5番は、香川県が施工する農業用幹線水路改修工事に伴う作業ヤード・資材置場用地として一時転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番と7番は、賃貸人が別の農家に譲り渡すため、香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2ページをお開きください。

8番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、

離作補償は金銭です。

9番は、賃貸人が別の農家に貸し付けるため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借を希望し香川県農地機構と集積契約を締結しましたが、配分先が決まらない状態のところ、貸出人が自宅改築の資材置場として一時転用することになり合意解約したものです。

11番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

12番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

13番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

14番と15番は、賃貸人が転用に供するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

3ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2番と3番は、貸人が転用に供するため農地利用集積円滑化団体の高松市地域農業再生協議会を介して貸借に供した農地の返還を受けたものです。

4番も、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第4条第1項の規定による許可申請7番のとおりです。

5番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

6番は、借人が労力不足のため返還したものです。

7番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

8番は、貸人が転用に供するため返還を受けたものです。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権26番の1に関連しています。

9番は、貸人が自作地も含めて新規営農希望者に譲り渡すため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権26番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について15件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理すること

に決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

本件は、平成27年10月27日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画地の一部についてお互いの耕作の利便性向上を目的として自作地を相互に交換することになったため、許可の取消願が提出されたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して片山委員から説明をお願いします。

**片山委員** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

昨日実施しました特別現地調査の委員は、高砂農地部会長を始め田井委員、木村委員と、私、片山の4名でした。

それでは、別紙の農地法第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立牟礼北小学校南10メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用する併用雑種地が136平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線元山駅北西200メートルに在り、賃貸共同住

宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が245.64平方メートル有ります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、賃貸共同住宅として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が47.78平方メートル有ります。

4番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年に造成及び建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が377.74平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年に建築済みですが、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が500.36平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6ページをお開きください。

10番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅から遠く通作不便で休耕中であり、また、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み入居需要が見込まれる地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関



係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が60.12平方メートル有ります。

11番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを216枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年11月25日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地と一体利用していた隣接農地を分譲住宅用地として転用するため狭小で耕作困難な農地が残り、当該地を利用して作業スペース等が手狭な宅地の拡張をするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が618.84平方メートル有ります。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成27年12月15日付けで露天貸駐車場用地として転用申請を受け付けていましたが、契約解除により、所有者から単独で取下願があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、平成27年2月26日付けで非農家の自己住宅及び太陽光発電設備用地として転用許可を受けていましたが、太陽光発電設備の設置を取り止め非農家の自己住宅のみに変更し、工事完了日も平成27年7月31日から28年3月31日に変更するため、変更申請があったものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して引き続いて片山委員及び田井委員から説明をお願いします。

**片山委員** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

まず、所有権の案件であります。

別紙の農地法第5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立玉藻中学校西50メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立鶴尾小学校北東500メートルに在り、事業拡大により既存の古紙再生工場の隣接地を新たな事業用トラック及び従業員車両の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立玉藻中学校南東400メートルに在り、12区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番は、次の2ページ目にまたがっています。

4番の申請地は、香川県立香川中央高校南600メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、5番からは、田井委員が説明いたします。

**田井委員** 特別現地調査委員の田井です。5番からは私が説明いたします。

5番の申請地は、高松市立弦打小学校南南西1.2キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が49.65平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市鬼無出張所西200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・善通寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設や医療施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校西800メートルに在り、14区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,071.86平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知14番、15番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次の8番の1は、次の3ページ目にまたがっています。

8番の1の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西南西600メートルに在り、土木建築業を営む転用者が事業効率の向上を図るため、市内外数ヶ所に分散している倉庫、資材置場用地を1ヶ所にまとめ、新たな倉庫・露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に近く交通の利便性が良く、高松市道にも面し車両の出入りも容易であり、また、本社からも近く事業効率が良くなることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路、公衆用道路等が177平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の2の申請地は、8番の1において全筆を倉庫・資材置場用地として転用すると、隣接する農道・水路の管理に支障をきたすことになるため、農道・水路の境界から3メートルの部分で農道・水路管理用地として転用申請するもので、立地基準、一般基準については、8番の1と同様に適切であると考えます。

用途廃止する併用悪水路、公衆用道路が6平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、先ほどの8番の1の倉庫・資材置場用地に隣接しており、転用者が経営する8番の1及び2の土木建築会社への露天貸車両置場・従業員用駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は会社から近く、高松市道にも面し利便性及び事業効率が良く、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば利用する会社が転用者となり、8番の1と一体とすべきところですが、8番の1の倉庫・資材置場には事業用資・機材を保管するため、盗難や部外者の侵入を防ぐ目的から機械警備システムを導入する予定で、周辺をフェンスで囲み、本件車両置場・駐車場用地と分割する構造にする必要があること、また、資金の都合から代表者である個人が取得し、会社へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

4ページを御覧ください。

本件申請地は、高松市立太田小学校北東600メートルに在り、家具製造販売業を営む事業所の事務所兼展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮

問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第8号の使用貸借の1番ですが、木村委員に関係する議案ですので、議事参与の制限に該当することから、木村委員には一たん退室願います。

— 木村委員退室 —

それでは、使用貸借1番について事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、使用貸借1番について御説明申しあげます。

本件は、高齢で農業経営が継続できない妹所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを324枚、7基の太陽光発電施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東向きで発電効率も良く、自宅から近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、使用貸借1件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、使用貸借1番については、許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、使用貸借1番については、許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

— 木村委員入室 —

引き続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案の使用貸借1番以外についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案の使用貸借1番以外について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。

議案書9ページを御覧ください。

2番は、昭和34年ごろから農地への進入路として利用していましたが、その後、周辺が宅地化され地目を現況に合わせるため進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和34年7月ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く被害防除措置も適切であると考えます。なお、申請地は農地への進入路として造成されたものであるため、無断転用扱いはいたしません。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、貸住宅敷地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来、造成行為のみの転用は認められませんが、例外として農地法施行規則第47条第5項のへの「申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするもので都市計画法に規定する用途地域内にありその施設に供されることが確実と認められるとき」に該当し、問題ありません。

10ページをお開きください。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道中徳・三谷・高松線と県道太田上町・志度線の交差点付近に在り、周辺は大型量販店、病院、学校その他公共施設の整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域から50メートルと近接し、周辺は大型量販店、病院、学校その他公共施設の整った宅地化の進んだ地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、土木建築業及び造園業を営む転用者が造園用樹木の仮植用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場の隣接地で作業効率に優れていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が402平方メートル有ります。

10番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年6月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が504.23平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

12番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が121平方メートル有ります。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。



立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道11号バイパスに近く周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が24平方メートル有ります。

16番は、自宅に駐車スペースが無く、少し離れた自己所有宅地を駐車場として利用するため、その進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、個人で電気工事業及び空調設備工事業を営む転用者が、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に近く市道に面し車の出入りが容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、寺へ参拝、葬儀・法要等で訪れる檀信徒用の駐車場不足を解消するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道岡本・香川線に面した寺の門前にあり利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページをお開きください。

21番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道を挟んで用途地域に隣接し、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近く生活面での互助がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、賃借権の案件です。

14ページをお開きください。

1番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和28年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて、無断転用の解消を図るものです。併用宅地が51.23平方メートル有ります。

3番は、高知県に本社を置き食品加工販売業を営む転用者が高松市内で事業展開するため、店舗兼作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、土木建築業を営む転用者が、露天駐車場及び倉庫の屋根に太陽光発電パネル1枚の面積約1.48平方メートルを160枚、発電出力36.3キロワット、1基の倉庫兼太陽光

発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は転用者の資材置場の隣接地で事業展開もし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、平成26年11月から隣接地で葬祭会館を運営している転用者が駐車場不足を解消するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は葬祭会館に隣接し既存駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、使用貸借の案件です。

15ページをお開きください。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第18条第6項の規定による通知4番及び、排水管理設用地として農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

3番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近く近隣には学校、病院、スーパーマーケット等が整った宅地化の進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申

請地は実家に近く、生活面での互助がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に100メートルと近接し、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、所有者の農地及び6番の分家住宅への進入路用地として共同施工にて転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地と宅地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道を挟み用途地域に隣接し、実家にも近接し生活面での互助がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に近接し生活面での互助がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、宅地への進入路の位置変更のため、父所有の農地を借り受けて自己住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年10月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整

もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が232.09平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し生活面での互助がし易いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権4件、使用貸借は先ほど御議決をいただきました1番を除いて10件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

まず、所有権の案件です。

1番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番と3番は、お互いの耕作の利便性向上のため自作地の相互交換を行うもので、交換後は双方とも隣接する自作地と一体利用し水稻を作付けするものです。2番は、農地法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

4番は、県外に居住している譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希

望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、後継者の子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、農業を共同経営するため配偶者へ持分の2分の1を贈与するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

8番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し水稻を作付けするものです。

9番は、譲渡人の要望により残存小作地を買い入れるもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

18ページをお開きください。

10番は、後継者の子へ一括贈与するもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

11番も、後継者の子へ一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、譲渡人が高齢で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

19ページをお開きください。

14番は、用途廃止をした国有地を隣接農地所有者へ売り渡すもので、譲受人は自作地と一体利用し果樹を栽培するものです。

15番は、譲受人の希望により残存小作地を買い入れるもので、取得後も引き続き水稻と野菜を栽培するものです。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

17番と18番は、譲渡人が高齢で経営を縮小することから、新規営農を希望する親族へ譲り渡すもので、取得後は双方とも果樹を栽培するものです。下限面積につきましては、17番は農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番が、18番は同4番が同時に提出されており要件を満たしています。

19番は、譲渡人が労力不足で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

20番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し水稻を作付けするものです。

21番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

22番と23番は、譲渡人が通作不便で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は双方とも水稻を作付けするものです。

20ページをお開きください。

24番も、県外に居住している譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

25番も、譲渡人が高齢で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

26番も、譲渡人が労力不足で農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

次に、使用貸借について御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

1番は、農業後継者である子が高齢の親から20年間の経営移譲を受け、水稻と野菜を栽培するものです。

2番は、分家住宅を建築する借人が、建設予定地に隣接する本件農地の一部を借り受けて排水管を埋設するものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

3番は、規模拡大を希望する借人が、5年間借り受けて水稻を作付けするものです。

4番と5番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて果樹を栽培するものです。4番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権18番に、5番は、同17番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権26件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

**富本委員** 議長——13番。

**議 長** 13番——富本委員。

(質問内容及び答弁については、申請者の権利利益を害するおそれがあるため公開できない。)

**議 長** 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第10号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

1 番は、昭和46年から農地への進入路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

2 番は、昭和28年以前から耕作放棄されたもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、いずれも農地として適正に耕作されており、相続人も適格要件を満たしていると判断されました。

なお、本件申請農地は、いずれも農業経営基盤強化促進法により平成26年4月1日から10年間の利用権が設定された特定貸付農地に該当しますが、それが適格要件の妨げになるものではありません。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。



**穴吹主任主事** 議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページをお開きください。

平成27年中に農地法第3条第1項の規定による許可を受けて一括受贈した者が贈与税の納税猶予を希望する場合、税務署へ提出する申告書に適格者証明書を添付する必要があることから、証明願が提出されたものです。

本件は、平成27年3月10日に農地法第3条第1項の規定による許可を行ったもので、現地調査を実施しました結果、いずれも農地として適正に耕作され、受贈者、贈与者ともに適格要件を満たしていると判断されました。

以上、議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

2ページのとおりに平成28年1月18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、香川町安原下地区で鉄鋼加工工場を稼働中の事業所が隣接地に工場を増設するため、3ページの土地開発行為協議書が香川県知事宛に提出されたことに伴うものです。

土地の所在は4ページの一筆面積表のとおりで、24筆の合計は1.07ヘクタールとなっています。

整備計画の概要は5ページに記載のように、残土搬出及び洪水調整池・沈砂池の設置とそれに伴う新たな放流水路整備並びに造成森林区域等への植栽等です。

位置図・地籍図・現況平面図・利用計画平面図・工程表は6ページから10ページまでのとおりです。

雨水排水関連については、11ページの既存施設の施行同意協議書に記載がありますとおり施設管理者・地元地権者・土地改良区・水利組合等の同意が既に得られ、今般工場

増設区域についても関係団体及び関係者の同意を得ております。

現地調査は、平成28年1月25日に第4地区農業委員と農業委員会事務局担当職員とで実施し、営農に影響はないと判断されましたが、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、1ページの意見の概要のとおり、「3 その他特記事項」に「本開発行為実施に際しては、周辺の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号について、1ページ、意見の概要のとおり回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、意見の概要のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、報告第1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料2の表紙を御覧ください。

期間といたしましては、平成28年1月8日から同年2月8日分であります。

まず、許可件数ですが、平成27年12月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が7件、28年1月農地部会議決分として4条が13件、5条が41件、合計で4条が13件、5条が48件です。

許可保留件数については、27年12月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が4件、28年1月農地部会議決分として4条が1件、5条が12件、合計で4条が1件、5条が16件です。

取下については、4条は無く、5条は28年1月農地部会議決分が1件有りました。

次に、許可保留及び取下案件の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係の28年1月農地部会議決分といたしまして、6番が開発許可未了で許可保留になっております。

2ページを御覧ください。

5条関係の平成27年11月農地部会議決分といたしまして、所有権20番、賃借権3番が開発許可未了で許可保留になっております。同じく、5条関係の12月農地部会議決分といたしまして、所有権7番と19番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

5 条関係の28年 1 月農地部会議決分といたしまして、所有権 4 番・6 番・7 番・8 番が開発許可未了で、5 番が直近事業造成工事未了で許可保留となっております。また、所有権15番が 1 月25日付けで取下げとなったものです。

4 ページを御覧ください。

同じく 5 条関係の28年 1 月農地部会議決分ですが、所有権22番が開発許可・直近事業造成工事未了で、24番、25番、31番が開発許可未了で、26番が開発許可・県道工事承認未了で、28番が直近事業造成工事未了で、29番が開発許可・直近事業造成工事・県道工事承認未了で許可保留になっております。

以上で報告第 1 の御説明を終わります。

**議 長** ただ今の報告第 1 に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、続いて報告第 2 農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の設置について、事務局の報告を求めます。

**川西農政課長** 報告第 2 農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の設置について御報告申しあげます。

資料 3 を御覧ください。

—以下、資料 3 「農業委員会法改正の概要」及び「農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）における協議事項」に沿って説明—

以上で報告第 2 についての御説明を終わります。

**議 長** ただ今の報告第 2 に対して私から補足説明させていただきます。2 月 3 日に農政部会が開催され、本件については同様な説明がなされております。また、農業委員・推進委員組織検討部会（仮称）の委員は、すでに各地区部会から 1 名ずつ計 7 名が推薦選出されているとのことでありますので、今後、議論が尽くされるものと存じております。

この報告第 2 に対して何か御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、報告第 2 を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成27年度第11回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 4 時10分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員